

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成26年6月6日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川 勝好	副委員長	佐藤 茂
	委員	水野 智見	委員	戸谷 裕治
	委員	山田 新太郎	委員	菊地 久
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室 推進長	服部 康彦	政策推進課 推進長	黒川 静一
	総務部長	加藤 恒弘	総務部長兼 総務課長	江上文啓
	税務課長	磯野 弘幸	民生部長	佐藤 一夫
	民生部兼 子育て推進課長	鈴木 利彦	民生部兼 住民課長	伊藤 満
	保険医療課 課長	伊藤 光彦		
職務のため出席した者	議長	吉田 正昭	議事務局長	松岡 英雄
	係長	飯田 和泉	書記	服部 有規
付託事件	議案第27号 蟹江町税条例の一部改正について 議案第28号 蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について 議案第29号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について			

○委員長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

梅雨入りを宣言されましてうっとうしい日が続いておりますが、定刻どおりお集まりをいただきました。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより総務民生常任委員会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に、議案第27号及び第29号に関する資料が配付してありますので、お願いいたします。

本委員会に付託をされております案件は3件でございます。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

最初に、議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明がございましたら、お願いいたします。

○総務部長 加藤恒弘君

資料に基づきまして税務課長のほうからご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○税務課長 磯野弘幸君

それでは、資料のほうについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、軽自動車税の改正の部分でございますが、こちらの部分に関して、27年度の改正がありますが、経過措置の関係で27年、28年と2年にわたって税の改正をさせていただきたいと思います。

それで27年度の課税分からといいますと、まず、1ページの原動機付自転車、それから、軽自動車の2輪のもの、これは125ccまでのものでございます。それから、小型特殊自動車、それから、2輪の小型自動車、これは250cc以上の単車になります。これが27年度の改正分になります。

それと2ページのほうをめぐっていただきまして、改正分以外、全て実質的には税改正があるのですが、こちらの軽自動車、3輪のもの、4輪以上のもの、乗用、貨物、こちらのほうは経過措置の関係で、27年3月31日以前の車に関しては税改正がございませんので、引き続き

旧の税率で課税のほうをさせていただくということになります。

それから、28年度に変更させていただく部分に関しては、3ページ、まず上のほうですが、28年度課税ということで、先ほどの2ページ以外で27年4月1日以降に新規で登録された軽自動車、3輪と4輪以上のものに関しては新しい税率の金額で課税させていただきます。

それから、3ページの下の部分に関しては、重課税車両ということで、こちらの既存の車、今お持ちの車で14年経過されている車は、28年度から重課税ということで新しい税額で課税させていただくというふうにまずは変更になります。

それで税金の徴収のほうはどうかということになりますと、また1ページのほうに戻っていただきますが、こちらのほうは原動機付自転車、1,000円から、2輪の小型自動車、4,000円までの旧の税率が、改正後で2,000円から6,000円というふうに税額の改正がございますので、まずは26年度、本年度課税をさせていただいた台数を基準とさせていただいて計算させていただきますと、26年度税改正で変更されるもの、まずは単車関係が426万3,100円、27年度新年度課税になりますと689万700円、262万7,600円の増になる見込みを立てております。

それから、2ページのほうですが、こちらは軽自動車税ですが、先ほど言いましたように今現在26年度ベースの台数が7,251台ございまして、26年度課税が4,737万3,800円、こちらのほうは改正がございませんので、同じ金額ということでプラス・マイナス・ゼロということになります。

27年度の今の税改正の部分で見させていただきますと、合計が26年度のことしの課税のベースで9,509台で計算させていただきますと5,163万6,900円、今年度当初の課税金額になります。それが27年度変更させていただきますと5,426万4,500円、262万7,600円のプラスということでございます。

それから、3ページで28年度に変わる部分に関してはどうかということでございますが、26年と27年の自動車の廃車、登録、これはちょっと不明でございますので、一応26年、ことしの課税ベースの台数で増減なしということで計算させていただきますと、まず、28年度改正の上のほうの初めて登録される車両、これが新規ですと年間大体600台ほどございます。しかし、改正で旧の車は今までどおりの税率、新しい車は新しい税率というふうに変わりますので、ひょっとしたら中古車の販売のほうがふえるかということも念頭に置きまして、単純に3分の1くらいの部分が丸ごと新規の登録をされるのではないかという予測をさせていただきまして、軽4の乗用車、こちらのほうが121台ほど新規で、それから、貨物自動車、こちらのほうが営業用が3台、自家用が1台くらいではないかという予測をさせていただきまして、27年度ベースでいきますと88万4,200円の税金がかかるところを、改正の部分で132万3,200円、差し引きしますと43万9,000円ほどのベース上で見ればこれだけのプラスではないかという予測をさせていただいております。

それから、下のほうの部分ですが、こちらは重課税ということで、先ほどもお話をさせて

いただきました既存の車両で14年以前、古い車ですね、こちらのほうの車が今現在4輪の乗用の自家用車が81台ございます。それから、営業車が貨物で1台、それから、貨物の乗用車で30台、こちらは今現在で調べさせていただくとこれだけの112台車がございますので、これを廃車も何もしないということで見させていただきますと、27年度ベースでいきますと102万8,600円の課税、これが重課税ということで122万9,400円、プラスで20万800円ということで、28年度は27年度のベースから見ますと63万9,800円の増になるというふうに予測をさせていただきます。

税金のほうの部分と、それから、今の軽自動車税、改正の種類別のほうの説明をさせていただきますので、以上になりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 高阪康彦君

今聞いていると、例えば古い4輪を持っている人は、これでいくと、今の古い人は今のままの税金、7,200円でいて、その車が14年以前ということは約12年たつまでは税率が適用されるということ。

○税務課長 磯野弘幸君

28年度からこれは新しい税率の改正になりますので、古い既存車ですね。平成28年度から課税になりますので、14年以前の車は新しい税率、重課税というふうになります。

○委員 高阪康彦君

真ん中の車はどこに行くの。

○税務課長 磯野弘幸君

真ん中の車は当分の間税改正なしで、そのまま今の。

○委員 高阪康彦君

ずっと。

○税務課長 磯野弘幸君

そうです。ただ、28年度の重課税の、こちらになったら。

○委員 高阪康彦君

だから、10年か12年になる。それ以上乗ると高い税率になって、それまでは今の税金でいいということね。

○税務課長 磯野弘幸君

そういうことです。

○委員 高阪康彦君

はい、わかりました。

○委員 戸谷裕治君

別のことですけれども、そうすると27年度に登録したやつは今までどおりのあれでいけるということ、それは別……

○税務課長 磯野弘幸君

27年3月31日までの車は、登録してある車ですね。

○委員 戸谷裕治君

そうです。

○税務課長 磯野弘幸君

それは旧の税率で。

○委員 戸谷裕治君

そうですね、今のお話を聞いていると。

○税務課長 磯野弘幸君

そうです。

○委員 戸谷裕治君

だから駆け込みとか可能性もあるということですね。駆け込み需要がある可能性があるということ。

○税務課長 磯野弘幸君

そういうことです。先ほど金額のほうで説明させていただきましたけれども。

○委員 戸谷裕治君

28年4月1日以降に買われると新しい税制になるということですね、新車とか。

○税務課長 磯野弘幸君

そういうことです。

○委員 戸谷裕治君

中古で買った場合……

○委員長 黒川勝好君

ちょっと待って、1個ずつ。

○委員 戸谷裕治君

それは28年4月1日に中古車を買った場合は、以前の基準でずっといけるわけ。

○税務課長 磯野弘幸君

そのとおりです。登録は、初めて登録された年度というのが基準になりますので、中古車でも登録というのは一番初めに新規で登録されてみえる車です。途中で買われても、それはその方が新たに取得しただけの話であって、登録はあくまで当初の年数で見ますので、そこから14年なら14年たつと、新しい重課税のほうに移行するというふうになります。

○委員 戸谷裕治君

これ、14年経過した車は別に課税されていくということですね。14年というのは、14年か

ら14年で登録開始が28年、だから14年間経過すると新しい税制になるということでしょう、車自体。

○税務課長 磯野弘幸君

補足をさせていただきます。今、戸谷議員の言われるように、ここに書いてありますのは28年度から新たに重課税の課税が始まります。14年という基準がありますので、28年まで当初です。基準とすると14年以前、14年計算してもらいますと平成14年以前の車に関してはこの部分が該当します。また、今度29年になると1年古くなりまして、15年からということで順番に変更になるということでございます。

○委員 戸谷裕治君

だから、28年度から起算している。

○委員長 黒川勝好君

ほかにごありますか。

○委員 菊地 久君

ちょっと確認をしますけれども、まず、第1点は、平成14年以前に登録してあった車両については、それをずっと乗るわけですね。その車はここに書いてある3ページの税率、こういうふうに変更しますよ、こういうことですね。14年以降に登録した車については、現在登録しているものでずっときて、14年たった28年度からはその人の税率はきょうの改正税率に変わる。新たに28年で新規を入れた人は、この改正後の税率になりますよ、こういうふうに二通りに理解しているのかどうかなんです。私は該当しないで、乗用車のいいのを持っているでもいいけれども、軽の人はいずれにしても上がるものですから、下がる話ではないですので、該当者は税率が上がるようになる。軽は優遇されている、軽がいっぱいふえているものですから、いかに軽自動車からも税金を取って町の財源にしようかという一つの財源措置になっていますので、ここにもふえるようになっていきます。改正後、百三十何万円もふえますしというように金額がふえるものですから、該当者で考えたとき、例えばその人が平成14年前までに登録して20年も乗っている人でも、その人はここに書いてある3ページのこういうことになりますよ、そういうことですね。

それで現在14年以降に買った人たちはそのままずっと乗っていると28年からこういうふうには税は変わるということ、それともう一つは、27年に新規に登録した人はどこに該当するの、3つに分けて考えてみると。

○税務課長 磯野弘幸君

今、議員が言われたように、まず、軽自動車だけ考えていただきますと、税率というのは3種類ございます。14年以前とかどうのこうのまず関係なしに、今現在乗ってみえる車の軽自動車税は、今の税額で2ページの改正分以外の軽自動車の普通車ですと7,200円、これが今の税率でそのままいきます。

○委員 菊地 久君

いいよということか。

○税務課長 磯野弘幸君

そうです、ずっと。

○委員 菊地 久君

廃車するまで。

○税務課長 磯野弘幸君

そうです。ただ、14年以上たちますと、この部分が今の3ページの下のほうの重課税の部分で、乗用車が1万2,900円になります。新たに新車で買われた方の部分というのは……

○委員 菊地 久君

いつ買ったときの話だ。

○税務課長 磯野弘幸君

それは27年4月以降です。

○委員 菊地 久君

27年以降に新車にすると……

○税務課長 磯野弘幸君

そうです、その場合は3ページの上の乗用車ですと自家用車が7,200円、今の金額ですね、これが1万800円になります。

○委員 菊地 久君

一気に上がるんだ、ここは。

○税務課長 磯野弘幸君

軽自動車を買えば3段階で、年度によってちょっと違いますけれども、3種類の税額になります。そういうことになりますので。

○委員長 黒川勝好君

他に質疑ございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(「質問ではないか」の声あり)

○委員長 黒川勝好君

いいですよ、ありますか。誰も言わなかったから、ありますか。ありましたら。

○委員 戸谷裕治君

外国法人ということがわかりにくかったもので、事務所所在地の云々ということですね。

これだけ少し教えてもらえれば、簡単な言葉で。これ、1冊で出ていますので。

○税務課長 磯野弘幸君

まず、外国人法人ですね。こちらのほうは、これは申告のほうでいいですか、ただ、外国人法人という名前……

○委員 戸谷裕治君

外国法人ですね、外国人ではなしに。

(「25条」の声あり)

○税務課長 磯野弘幸君

25条のほうでよろしいですか。

まず、外国法人という定義ですね、こちらのほうは3つほどありまして、まず、国内にある支店、それから、工場その他事業を行う、一定の場所でやってみえるところ、それから、外国法人の国内にある建設作業所、それから、外国法人が国内に置く自己のための契約を締結する権限のあるもの、その他これに準ずるものということの定義になっております。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

ちょっとわかりにくかったのは、例えばこの近辺だったら、ヤードとかそういうのが結構あって、外国人が経営している、だけれども、これはどういう扱いになっていくのか、事務所扱いでとか、何か近辺にありますよね、ああいうところはどうなっていくのかと思って。

○税務課長 磯野弘幸君

ヤードですとやはり工場関係になると思いますので、先ほど2つ目に言いました国内にある建設作業所に該当するかと思われます。

○委員 戸谷裕治君

だから課税対象になるということですね。

○税務課長 磯野弘幸君

はい。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

よろしいですか

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第28号「蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

旧のあれでいかれますと、これ、単純な疑問ですけれども、今までの任命者というの、旧の第2条のほうで、これはどういう形で任命されていたのかというのをお聞きしたい。今度はわかりやすくなりましたよね、会長が町長でとか、これまではどういう形になっていたのか。

○民生部次長兼住民課長 伊藤 満君

旧の場合でございますと、会長は当該地方団体の長をもって充てるということで町長がやっておりましたが、それを明確に今回うたわせていただきました。3条の2項、3項が本文のほうがなくなりましたものですから、条例のほうでうたわせていただくということで変更させていただきました。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 戸谷裕治君

結構です。

○委員長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

ございませんか。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第28号「蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について」は原

案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

お手元に資料を提出させていただきましたので、保険医療課長からご説明をさせていただきます。

○保険医療課長 伊藤光彦君

まず、お配りいたしましたお手元の資料をごらんください。

今回の改正で関係がかわるところを書かせていただきました。

健康保険税条例第2条、課税限度額の改正により負担上昇すると推測される世帯数でございます。改正前、改正後で表をつくらせていただきました。

基礎（医療）課税分51万円につきましては改正ございません。限度額を超える額51万円を超える世帯といたしまして140世帯。それから、後期高齢者支援金、14万円から16万円に改正がされております。こちらは改正前が117世帯、改正後といたしましては90世帯、この改正に伴い歳入増加見込み額といたしまして206万6,000円。介護納付金といたしまして12万円が14万円、改正前としまして77世帯、改正後51世帯、歳入増加見込み額といたしまして123万7,000円、合計303万3,000円の歳入増加を見込んでおります。

給付額改正に伴う世帯の収入及び世帯所得の推移といたしまして、4人世帯、夫婦（40歳以上）子供2人の方、資産割課税なしで試算いたしますと、改正前、限度額77万円を超える場合といたしますと、世帯収入（給与収入）ですが、1,250万円、これが改正後81万円を超える給与収入ですと1,450万円、世帯所得で置きかえますと、改正前が1,000万円、改正後としまして1,200万円の方が課税限度額に達すると見込まれます。

続きまして、裏面の2ページをごらんください。

こちらのほうは、保険税条例第24条（7割・5割・2割軽減）の改正により軽減されると推測される世帯でございます。

改正前の場合ですと、基礎（医療）課税分といたしまして7割軽減、こちらは改正はございません。1,294世帯、5割軽減が228世帯、2割軽減が605世帯、計2,127世帯で、軽減額といたしまして5,563万9,000円、後期高齢者支援金といたしまして、7割軽減と同じ世帯数が対象になっておりまして、軽減額といたしまして1,368万2,000円でございます。介護納付金といたしまして7割軽減が577、5割軽減133、2割軽減276、計986世帯で975万3,000円、軽減合計といたしまして7,907万4,000円の軽減でございました。

これが改正をされますと、7割軽減につきましては同数でございます。医療分といたしまして、5割軽減の対象の世帯の方が547世帯、2割軽減が584世帯、合計2,425世帯で6,381万円、後期高齢者支援金といたしまして、5割軽減対象世帯が547世帯、2割軽減世帯が584世帯

帯、合計で2,425世帯、軽減額といたしまして1,569万円。介護納付金といたしまして、5割軽減が274世帯、2割軽減が256世帯、計1,107世帯で1,105万円の軽減でございました。合計といたしまして9,055万円でございます。

改正に伴う歳入減の見込みでございますが、1,147万円でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

こちらは同じ第24条改正で世帯の収入及び世帯所得の推移でございます。

5割軽減で、改正前の軽減判定所得の算出式が、前年度の世帯所得の合計が33万円プラス（24万5,000円掛ける納税義務者を除く被保険者数）以下の所得が対象となっております。改正後といたしまして、前年所得が33万円プラス（24万5,000円掛ける被保険者数）以下の所得が軽減対象でございます。

下のところで、1人世帯の場合ですと、改正前でございますと、1人世帯、納税義務者1人だけでありますので軽減対象から外れておりました。これが改正後になりますと、33万円プラス24万5,000円、判定所得が57万5,000円で、給与収入換算いたしますと約122万円、あと以下2人世帯、3人世帯、4人世帯というふうに計上のほうをさせていただきました。

次に、第24条3号、2割軽減世帯収入の推移としまして、改正前の軽減判定所得ですが、前年度所得が33万円プラス（35万円掛ける被保険者数）以下の所得が軽減対象であります。これが改正後といたしまして、33万円プラス（45万円掛ける被保険者数）の所得が軽減対象でございます。

まず、1人世帯でお話ししますと、改正前が33万円プラス35万円で68万円、これを給与換算いたしますと133万円、改正後でありますと33万円プラス45万円で78万円、給与換算いたしますと約143万円以下の方が2割軽減に該当します。

以下、2人世帯、3人世帯、4人世帯というふうにご書かせていただきました。

以上、簡単でございますが、資料の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

ということは、こういう歳入の減額ということになるの。

○保険医療課長 伊藤光彦君

そうです。今こちらのほうに示させていただきましたように限度額の増額で330万円の増額の見込み、それから、軽減該当としまして、旧、改正前でいきますと7,900万円の減額をしていたものが今改正で9,055万円の減額ということになります。差額として1,147万6,000円の歳入減ということになります。

○委員 戸谷裕治君

ということは、また民生費が増加するという、町の歳出費用が。

○保険医療課長 伊藤光彦君

こちらの保険税の7割、5割、2割の軽減につきましては、基盤安定負担金という制度で国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という繰り出し負担をするということになっておりますので、この差額分で1,100万円で行きますと、この半分、国が570万円、県が280万円、町が280万円の負担増ということになります。先方の限度額の増がございまして、今この試算では差額があれなんです、本算定で行きますととんとんというか、同じレベルということになるかと推測しております。

○委員 菊地 久君

まず、一部改定の要点の2条の3項、4項に関係していくのですが、1ページの資料を出して下さったんですが、まず、3項は、見ますと対象者は増税ということになって、330万3,000円が増税になりましょうと。ここに書いてあります世帯数は140世帯、それから、16万円、この数字は16万円の該当者というのが14万から16万になった人が90世帯、14万円世帯が51世帯で、金額が書いて、こういうことになりましてということですので、第2条の3項、4項に関しては該当者というのは増税という形になるわけですね。この改正によって支払いが今までより負担しましょうということに影響を受けているわけですが、これは、ざっといいわけですが、年間所得からいうと、大体どのくらいの所得以上の方々が対象という形になるのだろうか。まず、これ1点、お願いいたします。

○保険医療課長 伊藤光彦君

改正後の限度額81万円を超える世帯所得といたしまして約1,200万円でございます。今までですと1,000万円、世帯所得が1,000万円を超えると77万円の限度額をお願いしておりました。今回81万円に改正になりますので、その81万円ご負担いただく方の世帯所得は1,200万円以上の方でございます。

○委員 菊地 久君

ざっと1,100万円以上くらいの所得の人たちがこういう形で条例改正によって上がりますよ。その金額としては町としては330万3,000円というのが収入になります、こういうことだというふうに、まず、1点、これはいいですね。上がるんですよ、対象者は払う額がふえるということですね。まずそのことが第1点ですね。

それから、次に、減額の関係ですけれども、24条の関係としてはここに出ております、2ページ、それから、3ページに書かれておりますけれども、わかりやすく言うと、この改正によって減額をされる対象、それから、条例改正しても影響のない対象というのは、減額されそうな対象の人は1人家族、2人という所得はありましようけれども、大体年間所得として幾ら以下くらいの人たちが減額対象ということになるのか、その辺についてお尋ねをして

おきたいと思いますが、大ざっぱで結構ですが。

○保険医療課長 伊藤光彦君

軽減額、2割軽減、一番少ない方でお話をさせていただきますと、改正後といたしまして、4人世帯で世帯の合計所得が年間で213万円、給与換算でいたしますと4人世帯で給与収入が約330万円以下の方は均等割、平等割が2割軽減をされます。改正前でいきますと4人世帯で、改正前の世帯所得といたしまして173万円、給与収入でいたしますと273万円以下の方が2割軽減をされていました。今回の改正で世帯収入といたしまして330万円以下の方まで軽減対象の枠が広がったというふうにご理解をお願いいたします。

○委員 菊地 久君

今4人世帯ということですが、1人世帯の人は143万円、2人世帯は201万円、3人世帯は265万円、こういうことでいいですか。

○保険医療課長 伊藤光彦君

はい、そのとおりでございます。

○委員 菊地 久君

今の世帯の問題でありますけれども、今高齢化社会の中に入って行って、ひとり暮らし、それから、老夫婦2人暮らし、これは年齢が書いてありませんものですから、老夫婦が年金で2人だと大体どうなのか。これ201万円という給与で年金を計算すると夫婦で月18万円くらいだと思うんですけども、それ以下の人については今回改正については関係ありませんよと。しかし、それ以上の、夫婦2人世帯だと例えば220万円もらっているとか、250万円もらっているという人は影響についてはあるのか、ないのか。

○保険医療課長 伊藤光彦君

今回示させていただきましたのは、給与収入で換算してということで示させていただきましたけれども、年金の場合ですと、給与収入から給与控除というのが年金の場合最低65万円、所得に対して65万円足して、1人世帯で78万に65万を足して143万というふうになっておりますけれども、年金の場合ですと、65歳以上の方の年金控除の金額が、済みません、定かでないのですが、130万円くらいあったと思うんですが、78万円プラス130万円が年金の収入というふうになるかと思われまして。収入から所得に対する控除額が年金のほうが大きいかと思しますので、年金の場合ですと収入判定としましては今示させていただきました金額よりも多くなるかと思われまして。手取りの年金としましては多い方が控除対象になるかと思っております。

○委員 菊地 久君

今これは国保でございますけれども、介護保険の問題などで、特に年金受給者の総収入、入ってくるお金からどんどん何もかも引かれておりますので、毎年のように年金暮らしの人は引かれっ放しで減額ばかりなんですよ。それを見たときに、税の改正というと必ず高齢者の世帯から引かれるような、そういう法律改正、条例改正が主に多いですね。だから必ず

税改正のときに着眼しなければならないのが、老夫婦が年金暮らしをしておりますよと、例えば月20万円で年間240万円くらいの人たちがいろいろと引かれていく。だから基準線というのがどこへ置いて物事を決めているのかな。町もどこへ基準を置いて、そういう人たちをどこの目線に置いて、条例改正など、税改正するとき、この年代のこの人たちが、この収入の中でまた税金やら保険料を引かれるということについていかなものかなという視点を持っているかどうかなんです。そういう視点で、こういう改正のたびに目線をそこに置いて、あ、えらいことになるのかな、これは助かったなと思うか、思わんかという、そういうような意味で今回の資料を見させていただいて、なるほど、これはこうか、こうかと、この人たちは減額になっていって、町全体としては歳入減見込み額で1,147万6,000円というような、これは別の財源措置というのはあると思いますが、今回のをやるとふえる層の人たちと、そうやって減額してくださる人たちですね、その金額は行ったり来たりするわけですが、全般的に条例改正をすると同時に、減額をされる人たちがこういうふうにお見えになるんですねと、こういうことで理解をしてよろしいでしょうか。

○民生部長 佐藤一夫君

今おっしゃいましたとおりでございます、今回の限度額の引き上げについては収入の多い世帯の方、それから、軽減の部分が広がるのは所得の低い世帯の方ということでございますので、おっしゃるとおりと考えております。

○委員長 黒川勝好君

ほかにございますか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了いたしました。

ここで、菊地委員から、総務民生常任委員会の関係として発言の申し出がございましたので、許可をいたします。

○委員 菊地 久君

その他で2つ、私の質問することは設楽町との交流問題と、それから、マリオン市の交流、

この2つについて私はその他で質問させていただきます。ほかの委員の人が何かあれば、私はそれに関係する人はぜひおっていただきたい。

○委員長 黒川勝好君

ただいま菊地委員のほうから、設楽町の関係、それとマリオン市ということで、今から皆さんにお聞きをしたいということですのでけれども、そういうことになりますと、町長、副町長は……

○委員 菊地 久君

見えるかどうかということ、関係の課長やら。

○副町長 河瀬広幸君

今、菊地委員のご質問ですと設楽町とマリオンの関係でございますので、こちらは政策推進室が担当しています。ですから、もしあれでしたら、入れかえのほうをお願いしたいと思っています。

○委員長 黒川勝好君

それでは、暫時休憩をして入れかえをさせていただきます。

(午前 9時49分)

○委員長 黒川勝好君

それでは、会議を再開いたします。

(午前 9時53分)

○委員長 黒川勝好君

菊地委員からお願いいたします。

○委員 菊地 久君

私の質問は、まず第一に、副町長が本会議の冒頭で行政報告をされた中に、蟹江町と設楽町の交流、それから、協力に関する協定書を締結していきたいと、予定日なども言われたと思いますけれども、そんなことをおっしゃられた。そして特にそのときおっしゃったのは、本年度予定しております蟹江町と設楽町との交流・協力に関する事業内容として、旧蟹江高校跡地整備事業の一部で設楽町さんの間伐材を利用、生涯学習課が毎年7月に実施している町民を対象とした「親子キャンプ」を設楽町の「つぐ高原グリーンパーク」で実施、両町の町民まつりなどイベントの特産品販売など、経済・観光・文化などの分野における民間交流についても関係団体の協力を得て今後実施していくということを行政報告で全部しゃべられたんですが、それについての質問だとか、我々がでは具体的にどうなのというような質問の機会はなかったものですから、ではこの場をお借りいたしまして、もう少し具体的に中身について触れたほうがいいのではないかと、こう思いましたので質問させていただきましたから、わかりやすく今後の実施の日程だとか、協定内容だとか、そういうものがありましたら、ぜひここで説明なり関係資料などを出してわかりやすく説明をしていただきたい、こういうこ

とであります。お願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

わかりました。それでは、副町長から。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、菊地議員のほうから今お尋ねがございました。初日の冒頭で行政報告をさせていただきました、これは設楽町との協定ということで、今までに至った経緯、それから今後どうするかということ冒頭で報告をさせていただきました。

きょう、実は資料をお配りしてあります時点では日にちが決まっておriませんでした、今の段階ではっきりと日にちが決まりましたので、その協定を締結する日にちと場所、立会者、それと本年度まず予定している事業についても今回少し詳しくお話をしながら、また皆さんにご意見をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、町がまず協定をやるわけですが、町全体の問題として各議員の皆さんにも理解していただいて、設楽町と蟹江町がよりよき交流ができるようにぜひともご理解を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○政策推進室長 服部康彦君

私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元のほうに資料をお渡しさせていただきました。今回の交流・協力に関する協定書の中身のものでございますが、まず、締結日でございますが、7月4日に、場所は愛知県庁東三河総局、豊橋のほうで、設楽町の町長さんと私どもの町長が立ち会いのもとにやらせていただきます。その際には副知事が同席していただけるということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の協定事業の中身につきましては、先ほど菊地議員がおっしゃられました蟹江高校の一部のところ、私ども設楽町さんの間伐材を使用するというので、既に森林組合のほうに蟹江町が予定している間伐材の数量については報告をさせていただきました、既にある程度の見積もりをいただいております。それから今年7月に生涯学習課が行います「親子キャンプ」を「つぐ高原グリーンパーク」で実施する。こちらのほうの施設につきましても、去る5月19日に行われました森林まつりのほうに私と副町長、それから、教育長、教育次長が同席をしましてキャンプ場の視察もしてまいりました。こちらのほうで泊っていただく状況等についても把握をしてまいりまして、これについてもここでできるということで判断をさせていただきました。

それから、町民まつりにつきましてもそれぞれの市町の特産品をそれぞれで販売するというので、実は5月19日の津具の森林まつりについても、蟹江町のほうから特産品をお持ちしましてそちらでも販売をさせていただいた。今回、また10月には設楽町のほうから蟹江町においでをいただいて特産品の販売等も含めてやっていただきたい。

それから、今後、いろいろな観光だとか文化、いろいろな面で、現在観光部分というか、商工のほうではやっておりますが、そういったものも含めて、民間の間での交流もしていけたらということで考えております。

次、裏面のほうですが、そちらのほうに今回の協定の趣旨が書いてございます。こちらのほう、大ざっぱに申し上げますと、愛知県の西と東の地区の交流ということでございます。特にあちらのほうは海拔800メートルということですが、私どものほうは海拔ゼロメートル以下ということで、そちらのほうとのそれぞれの事業、交流をやっていききたい。この中身については先ほども申し上げましたが、いろいろな文化だとか、伝統産業も含めてやっていききたい。それから、祭りに関する部分についてもやっていききたいというふうに考えております。

1枚はねていただきますと、今回、設楽町との協定書の案ができ上がっております。こちらのほうに今回、蟹江町と設楽町で行う協定書の中身が入ってございますが、こちらのほうにも書いてございますが、今回の目的は、それぞれが持つ地域の資源の活用及び人材の交流を図り、両町の発展と住民の福祉の向上に寄与することを目的とするということです。

それから、交流・協定事項でございますが、そちらのほうにつきましては、地域産業の振興、それから、観光振興、公共施設の相互利用、防災に関すること、文化振興、教育・人材育成に関すること、その他両町で必要と認めることをやらせていただきたいということを思っております。

連絡調整の窓口につきましては、それぞれの交流の項目に合わせてそれぞれの窓口でやらせていただきますが、当初私ども政策推進課がやるような形になろうかと思えます。

それから、民間交流につきましても、今後蟹江町の事業主さんのほうにお願いをするような形で、それぞれの両町の経済・観光・文化の分野で民間交流を図っていければということで書いてございます。

大体以上が今回の協定の中身でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございます。

今のことににつきまして。

○委員 菊地 久君

協定の中身は文書でちらっと見て、1つは、ここまで協定に至るまでの経過は今まで正直言って全然聞かされていません。いつの時点で、こういうところと、去年も町民まつりのときに設楽町から来ていただいて、私はイノシシのソーセージを買いましたけれども、おいしかったですよ。それから五平餅だったか、特産品はいいんです、そういうことはいいんですが、ここの6月の冒頭の行政報告のときに副町長が話をしてしっ放しなんです。具体的にはどうなのという形の、議会の我々もきちんとしなければいかなんですが、どこでそれをきちんと議会側で報告を求めて中身を検討してちょうだいとか、こういうものをどうだねと

いう、こういう形をとらないと、何となく町長一人がつつ走っているんじゃないの、どうなっているの、イノシシみたいなことをやっているねということになっちゃうと、蟹江町全体と、設楽町と蟹江町、町対町の交流の協定書でございますので中身はこれからいっぱい出てくると思います。お互いに理解し合って、先ほど話がありましたようにこっちは海拔ゼロメートル、向こうは700メートルというような700メートルも差のあるところですし、立地条件も違うし、風景から風土から全て違いますので、その辺のことも少しずつ理解をする機会が必要ではなかったかなと思って私も反省をしております。

そこで、まず具体的にさっき話がありましたのは、協定の中身は今読んですぐわかるわけではございませんが、いずれにしてもこういう中身で設楽町と、今度愛知県庁の東三河ですね、できるものですから、そこで向こうの町長と蟹江の町長とで調印式で協定の調印をされる。されてはいいのですが、では具体的に調印がオーケーになりました。では、夏に企画されている親子イベントで、「親子キャンプ」か何かをおやりになるということもちょっと聞いているのですが、こういうのは計画があって、計画発表して、どういう形でお知らせをして、皆さんからという中身の問題についてはどこで触れられたり報告をされるつもりなのか。今の段階では言えないことなのか、言っていることなのか。それはまず第一にどういうことなんですか。まず、「親子キャンプ」の関係、具体的に。

○副町長 河瀬広幸君

経緯につきましては、これはもともと愛知県の町村が非常に少なくなっている中で、16の町村になるということの中で町村間についてはいろいろな交流があるわけです。そんな中で私どもも地域のAOKTとか連携がございますが、もう少しオール愛知の中での交流を深めたいという考えのもとに、いろいろなつながりの中で設楽町との縁がございました。それを契機に事前準備等を含めてやっているところでございます。

最初の取っかかりは、去年の森林まつりに私どもも参加させていただきまして設楽町の状況を見させていただきました。そんな中で向こうの森林組合、それから、設楽町そのものが蟹江町に興味を持たれまして、これからいろいろなことで詰めていきたいと思いますということで事務レベルで詰めた結果、最終的にこの段階に至ったというのが今回の報告の内容でございます。

そして「親子キャンプ」につきましては、去年は湯の山の菰野町のほうでやっておりましたが、ことしは設楽町との絡みもありまして、「つぐ高原グリーンパーク」で7月26日、27日、土曜日、日曜日に「親子キャンプ」を開催する予定で進めております。場所としましては今回設楽町の「つぐ高原グリーンパーク」を選定としてやりました。そのために去年も事前視察に行き、ことしも事前視察に行きまして、このパークであれば問題ないだろうということで、お世話いただく形でご協力しつつ場所を決めさせてもらった経緯がございます。

今のところ、キャンプの申し込みにつきましては大体十四、五組ですか、応募があるとい

うことの話聞いておりますので、その辺も詰めながら、向こうでどういうことができるかを最初に詰めてやっていきたいと思っています。所管課としましては生涯学習が担当しておりますので、今回の26年度の「親子キャンプ」につきましては「つぐ高原グリーンパーク」を場所として開催したい、そのように考えているところであります。

そしてまた、10月の町民まつりににつきましては、昨年と同じように設楽町のブースを展開いたしまして、そちらのほうで私どもの物産、それから、設楽町の物産を含めて、それぞれの両町のPRも引き続き図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員 菊地 久君

副町長、淡々と今おしゃべりされているわけですが、行政側だけが、ああ、いいですよ、やるなら行政側だけで好きに協定を結ぼうが何しようが、計画を立てようが結構ですよ。いいけれども、全町を挙げてやる事業として、町と町とが、設楽町というのは愛知県の中でも本当に山間部で、長野に近いような、私は正直言ってそこで生まれているから親しみを感じてよく知っているところです、しかし、蟹江だけでおられた方が設楽町と言われても、正直言ってどこだね、何をやっているところだね、イノシシとサルがおるところかねというぐらいの印象しかないかもしれない。人口減で、自然に恵まれて素晴らしいところですね。設楽ダムということで名前はある程度はご存じだと思いますけれども、ある程度町と町とがこういう協定を結ぶに当たって、交流をするに当たっては、きちんと何らかの形で議会にご報告を丁寧にし、皆さんのご意見も聞きながら盛り上げていくということにちょっと欠けているのではないかなと、私は、もっと早めにこういう理事者側にも発表の機会だとか協力の機会というのを申し上げておけばよかったんですけども、ばたばたといったような感じがしておりますので、ちょっと取り残されたような気がしております。

そんなことは泣き言になるので申し上げますけれども、今回の「親子キャンプ」は、従来の流れの中で場所を、協定を結ぶ設楽町へ持っていきたい、やりましょう、これは教育委員会のほうですか、それはどっちですか、観光ですか、どこがやられるんですか。

(「生涯学習です」の声あり)

生涯学習が従来年々やっているのを場所は今回は設楽町にした、こういう理解なんですか。

(「はい」の声あり)

そういう理解ですね。

それから、次に、去年、町民まつりに来てくださったし、沖縄の読谷村のほうからも来てくれて、盛り上がるかどうかということは別にして、徐々にああ、そうかということですが、今度は7月4日に、県庁東三河総局ですけども、そして町長と向こうの町長が来てきちんとした協定書、ここの中の設楽町の交流・協力に関するの、この協力というのは、こちらのほうの強いという力のほうの強力で、普通の協力ではない協力を強めようという意味の字で

お書きになっているのかなと思ってみたり、どちらか正しいか、私よく読めませんでした、あなたはこういう、すごいなというふうに理解しようと思って読んでいますが、その辺のところを、今私がそんなことをひとり言で言ってもいけません、その点について、7月4日は協定が結ばれるであります。中身等については今後すり合わせをされて、こういう中身で相手との協定書はやりましょうと。

関係することについてですが、例えば観光などについて、観光協会の会長は町長ですけれども、商工会との特産品の売買、販売をしたりどうのこうのとやってくると、お互いに商工会の皆さん方はこの件についてどこまでタッチをされてお見えだろうとか、各団体がいっぱいあるわけでしょう。だからその辺のところについてのお話し合いというのはここへ至るまでには何かあったのでしょうか。その辺はいかがなんでしょうか。

○副町長 河瀬広幸君

議会に対しては、今回、設楽町のほうも同じようなスタンスで、まず事前に説明をさせていただき、それから、協定を締結した後にまたいろいろな話をするというのが一つです。同じ歩調で設楽町と私どもは歩んでおります。

それで商工会に関しましては、もともと最初の取っかかりは商工会の物産の関係もありましたので、昨年度商工会長、それから、副会長も設楽町の森林まつりに出席させていただきました、私どもの観光のブースと、それから、商工会のブースをもって蟹江町のPRに努めてまいりました。ですから、下地はできておりますので、今回協定を締結と同時に、また改めて商工会との絡み等も、次へのステップを受けて向こうの商工会との打ち合わせもやってはいきたいというふうに考えているところでございます。

○委員 菊地 久君

藤原町の、蟹江のあれを廃止して、あのときは藤原町のあれをつくったのは、蟹江がこういうゼロメートル地帯のこんなところだから、山のあるところと交流を深めようという形で藤原町とやって、残念ながら、財政的な問題や利用者の問題等々であればもうやめてしまったわけですし、交流も一緒にやめてしまった。今度はその後、新たにこういう設楽町との交流をしよう、協力をしていこう、こういう中身ですので、あそこへ山の家を建てるとか憩いの家を建てるとかという財政的な措置は一切含まれていませんよ、人的な交流、観光的な交流というような中身でとどまっているんだよと、こういうことでまず我々は理解してよろしいのか。

○副町長 河瀬広幸君

私どもは、交流・協力に関する協定ですでの、最初の一步ということで、まずお互いに理解し合うためにやっていきたいと思いますということでもありますので、今、菊地議員がおっしゃったように将来的に例えば施設をつくるだとか、そういうことは決してありません。ともかく今大治町と豊根村だとか、それから、飛島と向こうの村だとか、いろいろ防災協定をやって

おりますけれども、なかなか防災協定だけではいざというときあれですので、我々は広い意味を含めて、まず取っかかりとしていろいろやっ払いこうではないかというようなもつでやっておりますので、将来的にはそういうことはまず考えておりません、今の段階では。

○委員 戸谷裕治君

1つだけ聞かせてください。交流・協力事項の中で防災に関することということで、蟹江町としては防災のことに関してどういうことをお考えですか。

○副町長 河瀬広幸君

今、防災のことについてはいろいろ私も海拔ゼロメートル以下ということでやっております。また、向こうは山だということで、ちょっと地域的なスタンスは違いますが、基本的には、防災、こちらが何かあったときに向こうから何らかの形で支援をいただくということもこれから今後詰めていくということでございますので、具体的にどうのこうのと決まったわけではありません。一応項目として6項目、それと7項目のその他町長が認めることということをつまず基本にそこを詰めていきたいということでございますので、また防災に関していろいろな方向性が出ましたら報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員 戸谷裕治君

要望といたしましては、どうしても蟹江町としてという身勝手な考え方になっていくと、東南海のことがあるから、向こうは山手だと思ふからという話になるんだけれども、山の話で向こうで山火事があった、そういうときはどうするんだとか、そういうことも出てくると思ふの。協定というのは勝手な話はできないもので、そこら辺だけは考慮しながら、そのときにはこちらはどういう協力できるんだとか、先日も兵庫県のほうで山火事とかありましたよね。そういうときのことも教訓としながら、やはり考えていかないといけないなと思ひますので。

以上です。

○委員 菊地 久君

委員長にお願いしたいのですが、正直言つて、設楽町そのものが、行かれた方はいいと思ひますし、我々議会そのものがどうなの、どこにあるの、交流する町つてどこの町なのというようなことで盛りが上がつていかないと思ひますので、せつかく町が協定まで結んで相手と接するのに議会は知らん顔ということもどうかと思ひますので、委員長の音頭によつて、この委員会なら委員会として、現地へどんなところなのと行政視察を行けるような段取りを私はぜひしてもらいたいなと思ひんですが、委員長、いかがなものございましょうか。

○委員長 黒川勝好君

これ、まず、今回こうやつて初めて締結の予定日、7月4日とか、こういういろいろな詳しい協定書を見せていただいたんですけども、僕もこれまだ委員長になつて間がないであ

れですけれども、前のときから出ておったわけではない、本当に今回ぼんと出されてもう全て筋書きができちゃっているわけですね。今、担当の委員会なものですから、きょう菊地議員からこういうお話が出たんですけれども、本来なら議員がみんな同じレベルで知っておらなければいかんと僕は思っているんですね。それで相手の設楽町さんに行くのもそれはそうですね。でも、まず、議長さんに諮ってもらって、我々この委員会だけでなく、全体で一遍話をせんと、勝手に我々の委員会だけこうやって話を聞かせてもらったから、こうこうですよという言い方もちょっと違うような気がするんですね。ですから、もう1回、時間とあれがありましたら、議長さんのほうから、議長さんを通してもう一度町長、副町長のほうから説明をしていただいて、僕は本当に知らん顔をしておってはいかんと思うですよ、こんな協定書まで組んでやるということですから。我々議長も随行して行ってもいいと僕は思っているですよ、この日は。逆に行かなければいかんと思うんですね。行政のほうだけ知っておって、議会は何も知りませんでした、協定書を結びました。さあ、7月にはここを使って親子キャンプをやりましょうなんて、そんな行政だけが勝手なことをやってもらっては、我々議員が何をやっているんだということになってしまうものですから、とにかく1回、議長さんのほうからでいいと思うんですけれども、これ、もう一つの防災建設の委員会のほうの方にもお話をしていただいて、これからどういう形で設楽町との協定に対して、我々どういうスタンスで議会としてやっていくかということをしきんとやってもらったほうがいいと私は思います。ここだけで今お話をしてもちょっとぐあいが悪いような気がするんですけれども、どうですか。

議長さん、一言お願いします。

○議長 吉田正昭君

今いろいろなお話を聞かせていただきまして、黒川委員長が言われたとおり、やはり町が設楽町と結ぶということは、当然議員各位も理解しなければいけないというふうに私も考えますので、たまたまきょう昼から防災建設委員会がありますので、そのところでも一度報告等をさせていただいて、今後議会としてどのようなスタンスで取り組んでいくかというようなことを検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

では、この程度でよろしいですか。

それでは、もう一つあります、マリオン市のことにつきまして、菊地議員からお願いします。

○委員 菊地 久君

マリオン市から、今回蟹江町へ大人も子供もお見えになるということで、その受け入れ態勢等々やったり、町は町でこういう形で今まで行かれた中学生の派遣事業の交流の記録だとか本だとかきちんといいただいておりますので、いいとか悪いは別にしましても長く続いてき

ていることは事実ですし、マリオン市へ行かれた方もお見えだと思いますし、行っていない方もおりますが、そこへ行こうという話ではなしに、今回は受け入れについて粗相があったりしてはいけませんので、せっかくこれだけ遠い遠いアメリカのイリノイ州、そんな遠くのところと蟹江町が交流をして、だんだん薄れていくということもありましょうし、交流は深まって理解をしていくということは大事でありますので、今回はせっかくお見えになる、大人もお見えになる、子供も来る、では町としてはどのような形で受け入れておられるのか。そのことについて、どう町民の皆さん方にわかっていただいて理解が深まって、ああ、何年もこういう交流をやってよかったな、こういう時期にきているのではないかと思う。また、反省をしてみて、いろいろ振り返ってみたときにどうだったの。余りいいことないじゃないの、この際やめたらどうだというような話だって出始めておるわけです。だから大事なことだと思いますので、こういう岐路に立ちそうなきには、きちんと原点に戻って蟹江町の姿を示す、町長を初め理事者側は理事者側、議会のほうも議会側でどうなのということをもう一遍見直す必要があるのではないかというふうに今思っております。

せっかくお見えになるのを、むげに蟹江町がそっぽを向くような大人たちが知らん顔をしておっていいのかどうかということもありますので、ぜひマリオン市から派遣団が蟹江町へ見える、いつ来るの、誰が来るの、どういう態勢なのと言われたときに、そんなもの聞いておらんで知るかと言うがいいか、おお、これはこうだよと言って、我々議員は町民の顔ですよ。町民の顔であり、代表である議員が知らんがやと言うがいいか、おお、これはこうだよと、今まで一生懸命事業をやってきて本当によくなったなど、行った中学校の子供たちも本当によかったし、報告もしてと言えるかどうか。これは一番おさらいをする意味も大事ではないかなと思いますので、今回の問題について、どんな形で受け入れて、どういう姿勢でおられるのか、ぜひお聞かせを願いたい。

○政策推進室長 服部康彦君

私のほうから、マリオン市派遣団が来町する予定等についてご説明をさせていただきます。

マリオン市につきましては、平成22年3月に姉妹都市提携をしましてからことしで5回目ということになろうかと思っております。今年度初めてマリオン市のほうから生徒さんがお見えになるということで、蟹江町がお邪魔をした際には大変歓待をしていただいておりますので、私どもとしても町を挙げてできれば歓待をしたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

来町される期間でございますが、今年度7月12日から18日を予定しております。この間派遣団がお見えになる人数でございますが、派遣団は大人の方が4名と生徒さんが4名、これは男子の生徒さん2名と女子の生徒さん2名ということになっております。この期間中でございますが、私ども今現在行程等いろいろな中身について調整をさせていただいている途中でございますが、今現在で確定しているものについてご説明を申し上げますとともに、議員の

方をお願いする部分について説明をさせていただきたいと思います。

12日は、実は夜8時過ぎくらいに蟹江町のほうにお見えになるということで、この日にウェルカムパーティーがちょっと私どもではできないということもありまして、翌日の13日の日曜日、午前11時から、産業文化会館のほうでウェルカムパーティーを行いたいと考えております。こちらのほうにはマリオン市の生徒さん及び引率者、それから、蟹江町議会の皆様、それから、町の商工会の役員、町の幹部、過去に派遣の引率者で行った職員、過去の生徒さん、ホストファミリー、K I F A（国際交流友の会）の皆さんと私ども政策推進室の職員を合わせて約120名から130名でのウェルカムパーティーを考えております。こちらのほうでございまして、時間が11時というのは、お子さんがお見えになりますので夜できませんので、昼間に開催をさせていただくということで、11時から、基本的に今私ども考えておりますのは、今まで蟹江町がお邪魔した際の状況報告等も踏まえまして約1時間ほどセレモニーをさせていただいた後、12時くらいから3階の会議室のほうにおりまして立食のパーティーを考えさせていただいております。この折には議員様には改めてご案内をさせていただきますが、少なくとも議長さん、副議長さんにはご出席を賜りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、期間中の行程でございまして、生徒さんにつきましてはホストファミリーのほうにお渡しをさせていただいて学校の生活体験等をしていただくことになっておりますけれども、引率者の方につきましては、私どものほうで町の施設、それから、町のいろいろな名所等を見ていただいて、最終日には名古屋市内の観光というのを考えております。

生徒さんのほうの学校の生活体験でございまして、7月15日と16日の2日間、4名の生徒さんを蟹江中学校のほうで生活体験をしていただく予定をしております。こちらのほうでは授業、給食、部活等の体験をしていただく形をとっております。

なお、部活のほうは、多分茶道とかそういった形、運動ではなくて茶道、文化系の活動のほうに参加していただくことになろうかと思っております。

それから、宿泊の関係でございまして、生徒さんはホームステイをさせていただきます。大人の方については今回全て湯元館での宿泊ということになっております。

まだ今現在調整中なんですけれども、13日にはウェルカムパーティーの後に、私ども図書館のほうでマリオン展を予定しておりますので、そちらのほうにご案内をさせていただく予定をしております。

それから、14日については、再度図書館のほう、休館日でございまして、館長のほうにお願いをしまして、施設の概要等についてを、図書館長も以前に行っておりますので、その関係で見学をさせていただいて中のほうを見ていただく。それから、公共施設としまして、蟹江町役場、まちなか交流センター、公民館等をその日に見学していただく予定をしております。

それから、15日につきましては、生徒さんが学校の体験事業に入りますので、そちらのほうの引き渡しと顔合わせということで、蟹江中学校のほうに行ってくださいまして、その後、町の文化財等を見ていただく。これは産業も含めまして、若菜さんとか、そういうところを見ていただくような形、それから、龍照院を今のところ見ていただくというような形を考えております。

それから、16日につきましては、中学校を再度、子供さんがどんな形で授業を受けてみえるかというのを確認していただくのと、給食センターを見学していただきまして、そちらのほうで学校給食を食べていただくということを考えております。

最終日、17日につきましては、最後でございますので、名古屋市の観光を今のところ考えているというのが今回の日程でございますので、よろしく願いいたします。

○委員 菊地 久君

どうも私ずれているでいかんけれども、今度初めて大人が見えるんじゃない、初めてでしょう、大人は。

○町長 横江淳一君

初めてではないです、前に来ています。

○委員 菊地 久君

大人は向こうから。

(「生徒さんが初めて」の声あり)

○町長 横江淳一君

ここに書いてありますジョシア・ベンソンというのは……

○委員 菊地 久君

子供が初めてだね、ホームステイはどこか家庭で、探さなければいけません、一緒に生活をしてくれる、4人の子がばらばらになるのか、2軒で2人ずつでいいのかだとか、そういうことも向こうでやってくれているものですから、そういう対応の仕方は間違いないと思いますけれども、町のほうの売り出しが、今までマリオン市へ行って交流も深めて今日きているのに、なかなか今までは余り我々も大人だけのときはさほど気にもしなかったのですが、沖縄の読谷村でも生徒さんを家庭で泊めてとか、これからも設楽との交流をやっている、自然に設楽のあの山の奥の農村、村での生活をやるだとか、いろいろな人との交流、町との交流、外国人との交流というのは、世界、地球は一つだという考え方を持つと非常に大事なことは事実なんです。大事なことは大事ですけども、本当にウェルカムパーティーというわけではないけれども、そういう常に皆さんがその気になって迎え入れてあげて、楽しいことになれば一番いいわけですよ。

我々も余りそうは興味ないものですから、理解も示していませんでしたけれども、どちらでもいいです、好きなことをやっておってというのが、大体議会側では言っては失礼ですが、

そんなスタイルになっておったのか、そういう立場に町長が置いておったのかなというふうに思う。町長は喜んで一生懸命熱心にやっござるけれども、どうもその辺が食い違いがいっぱいあるものですから、そろそろきちんと心の整理もしておかないと、こちらのほうの議会と町長との交流のほうの方が大事かなと思うくらい、よその地との交流だというのに何となく溝ができそうな気がしたものですから、あえて今回はこういうこと的时候にはきちんとやってもらいたいよ、説明してもらいたいよと。中身についてこっちはそうこだわることはありませんが、今回このように町議会も議会の議員さんも楽しい雰囲気、国際交流の方々が英語をやってくれるか、私は英語をしゃべれんで、雰囲気が大人も子供もやれば方がいいがなど、そういう思いはしております。

したがって、経過は経過、これはこれですけれども、どなたがどうか知らんけれども、私はさっきの設楽町の問題と今回のマリオン市もひっくるめて、一遍、私がさっき言いましたように何となく雰囲気が芳しくないと思ったもので、町長のほうから少し思いや気持ちや、そんなことについてちょっと、設楽町を含めて、マリオン市の今度の交流も含めて、一言何かあったら言っていただいたほうが交流の場が深まるかなと思いますが、何かあったら、じっと我慢しておいでで。

○町長 横江淳一君

いやいや、全然。

では、発言の許可をいただきましたので、一言だけしゃべらせていただきます。

まずは総務民生常任委員会でこのような件を取り上げていただきましてありがとうございます。決して議員さんの皆さま方に説明しなかったということではございませんし、まず、設楽町の件でございます。

もともとこの件につきましては、皆さんはご存じだと思いますが、飛島村と豊根村が以前に、3年前になりますけれども、唯一の村ということで村つながりで何かやりましょうという、我々村ではないのでちょっと入りづらいなというのがあったんですが、たまたま私が県の町村会の副会長をやっている関係上、今実は16町村しかないんですね。しかも村は2つしかありません。そんな状況の中で、津具村さんとそれから設楽町とが合併して設楽町になったという、設楽町の町長さん、それから、花まつりで有名な東栄町さん、そして豊根村という東三河山間部がどうしても取り残されてしまっているということは実は県の知事さん、それから、副知事さんのほうからの指摘をいただいたのが3年前であります。ご存じのごとく、森林税というのを皆さんが500円取られています。これは延長になりまして、時限立法ではなくて、また当分の間延期をされるということで、とにかく三河山間部とのつながりを持っていただけないかというのが事のきっかけだったというふうに私は理解をしております。

そんな中で、まず、飛島村と豊根村さんが協定を結ばれました。それから、東栄町さんと大治町さんが防災協定という形で前の町長さんのときに防災協定を結ばれました。我々とし

では、ではだからといって設楽町さんということではございません。これは町村会の中で先般、今交流会というのを実は盛んにやっております、第1回目として東三河山間部をみんな交流しようという第1回目の試みを去年やらせていただきました。ことしは知多半島を中心とした三河地方を交流をやりましょうということで7月14日に予定されております。来年度は西尾張を中心とした尾張地区を交流会の場所にしましょうということで、愛知県、全愛知という、オール愛知という考え方で木曾川を中心とした地域、それから、矢作川を中心として地域、豊川を中心とした地域ということで、3つに大きな流れ、畝をつくろうという知事の考え方に沿ったことを我々としてはやりたいということが根幹であるということをご理解いただきたいと思っております。

そんな中で藤原町のキャンプ場が閉鎖をされました。朝明だとか、それから、鈴鹿の山を、いろいろキャンプ場をやったのですが、年々「親子キャンプ」も衰退をしてしまって、いろいろな人のアンケートをとったら、もっと山間地らしいところへ行きたいだとか、どうせ行くならもう少し遠いほうがいいだとかというアンケートの中で、我々としてはいろいろ模索をした中で設楽町というところに「つぐ高原グリーンパーク」があるということを知りました。そして東栄町にもそういう施設があるということがありまして、実は文書でのリサーチをさせていただいた中で設楽町へ一巡行ってみたらどうだ。ただし、行くだけではだめですので、先ほど来副町長が説明したみたいに商工会も交えて、観光協会も交えて一つのつながりをつくっていかうということで昨年度行かせていただきました。向こうからも実は来ていただいた。それと2年に1回でありますけれども、東京の八重洲口に東京フォーラムというビルがあります。そこに「町イチ村イチ」というのを、これ全国町村会が主催いたします。そこで設楽町と蟹江町が会ったというのもこれも一つの偶然だったということもありますので、そういう関係でつながりを持つてくのではないかとということが事の発端であったということをご理解いただきたいと思っております。

また、大村知事の提唱の中で、東三河県庁をつくるということで、今回、中西副知事が東三河県庁の担当者になられたということと、あと三河産の間伐材をぜひとも使っていただきたいという動きを、前の永田副知事のときをお願いをされたということもありまして、一部間伐材を使用させていただきたい。そういうつながりの中でお互いに首長同士がでは協力に関する協定でも結ぼうではないか、もうしばらくこの状態でということで現在に至ったということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それで「親子キャンプ」は協定を結んだからやったのではなくて、これは去年の時点で7月26日、27日あたりがどうだろうということで内定をしておったのも事実でありますし、実際教育関係者、そして体育指導委員、今はスポーツ推進委員といいますが、彼らも事前の下見に行く予定になっております。そういう関係で経済・観光・文化、これからつながりを持ったらどうだということをお願いをしたところ、東三河総局のほうでやっていただけるとあ

りがたいという愛知県のお願ひも相まって向こうでやることになったということだけをご報告を申し上げておきたいというふうに思っております。

当然、藤原町との関係が終わってしまった。これも私が町長になったときに藤原市、いなべ市でありますけれども、そこへ行ったときに関係をと云ったら、余り向こうが乗り気でなかったことも事実あったのもありますので、せつかく関係をつくったら、これも未来永劫続けていくよう努力をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、マリオン市につきましても、今説明がありました平成22年3月に姉妹都市提携を結ばせていただきました。そのときには議長が大原議長、そして商工会の会長、副会長も同席をされて、県の担当者、これも大使館のほうからも来ていただきましたし、国際化協会という、これも県の組織でありますけれども、ニューヨークから来ていただきました。その方と観光を結びました。もともと蟹江町の7つのKの中の国際化に向かって考え方を持ったところ、イリノイ州のマリオン市というところに私が以前いました、いわゆる名古屋トヨペット、トヨタ自販の関係と大いにありますデンソー、そしてアイシン精機、今はアイシンといひますけれども、現地法人がございます。そのアイシンのホームページに入ったところ、そのイリノイ州マリオン市の市長、ロバート・バトラーといひますが、彼が愛知県の町との姉妹都市提携を望んでいるという、そういう記事を目にいたしました。そこでアタックをかけまして3年間かかったのであります、姉妹都市提携にこぎつけたのも事実でございます。皆様方に議決をいただきました。

今回、本当は一昨年に向こうから来る予定でありましたが、御存じのごとく2011年に発災いたしました東日本大震災の放射能の影響で当面の間は受け入れを拒否をしたいということと、こちらからも来れないという非常にショッキング的な話があったのも事実であります。そうは言っても実は全く心配ありませんよということで、我々も毎年送り込んでいる使節団の中、副町長も担当者も行っておりますけれども、しっかりと理解を願った上で、ではお互いに隔年の交流をしたらどうだということがありましたものですから、それをお願ひしたところ、今回、本来ですと6人から8人の予定をしておったのですが、向こうは蟹江町の自治体と違ひまして、ドネーションといひまして寄附でほとんど来ております。その関係がありまして、ちょっと様子見という感は否めません。しかしながら、大人4人の中に、英語でJosh Bensonと書いてあります。これはジョシア・ベンソンというのですが、彼は2年前に実は日本へ来ております。菊地議員もお会いになったのかもわかりませんが、蟹江町の町民まつりに実は参加して、まちなか交流センターで餅つきをしたということもありまして経験をしております。彼が来ておりますし、シンディというのが非常に一生懸命になっていただいて、彼女が来てくれるというのは多分これからも関係をしっかりと続けてくれるだろうということのあらわれだというふうに考えております。この4人が来ていただくことによって、

マリオンのパロネーターの方も安心をされると思いますし、しっかりと我々もウェルカムしていきたいな。

ただ、ここで言いわけではありませんが、この時間が決まるまでが実は非常に長い時間がかかりまして、つい最近行程が決まったのも事実であります。私自身もまだしっかりと、英文で送ってこられるものですから、それを翻訳してここにくるまで時間がかかっておりました。まだ数日前にこれが決まった段階で出ささせていただいたというのが事実でありますので、議員各位におかれましてもしっかりとまたウェルカムで協力していただけるとありがたいと思いますし、実際蟹江町の文化をしっかりと知って子供さんたちに帰っていただいて、また次に来年3月に生徒が行きやすいような環境をつくっていくべく頑張ってくださいますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

少々長くなりましたが、私の考え方を示させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員 菊地 久君

ここに今度の13日のウェルカムパーティーですね、議員さんが企画に入っているわけ、なのに何も我々は知らんということ、企画するとき、一遍も運営委員会にそれならみんなしてあれしようねという話になっていかないの。だからどういう企画をどこでどうしておったのと言わなければ、あなたら全然言わないではないの。予定を組んである、13日に、忙しい人ばかりなもので。だからできる限り早くこういう計画があるよということをやはり議長に言ってもらいたいと思うんですよ。その辺がどうも手ぬかりではないかなと思って、思うの。

○副町長 河瀬広幸君

まことに申しわけありません。ただ、マリオンに関しましては非常に向こうもアメリカ的な考えというのか、やり取りをやっているのですけれども、なかなか具体的な話が入ってこないわけです。我々日本人というのはきっちりと計画を立てて、前もっていろいろなスケジュールを組んでやるのですが、アメリカ人というのは非常に何度かけてもなかなか返ってこないことがありましたので、この直近にデータが固まったばかりですので、本当に菊地議員や議員の皆さんに大変申しわけないと思っていますが、そのような状況だけは済みません、ご了解いただきたいと思います。

スケジュールの関係もまだまだちょっと流動的ですので、余り不確定な情報を流してもいかんということがありましたもので、今現在ではこういうスケジュールを組んでいますので、またこれをスタートに、細部が固まりましたら詳しい報告をさせますので、ひとつよろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

○委員 山田新太郎君

今、町長から説明があったんですけども、大人4人ついてみえるのですが、この大人というのはどこに所属している人なのか。マリオン市の職員なのか。

○町長 横江淳一君

ジョシア・ベンソンというのは、シビックセンターといってマリオン市の行政機関に所属してみえる方です。それから、シンディさんというのは、全ての方我々が行くときにいつもお世話をしてくれる中心の方で、オールドナショナル銀行の主宰者であります。今は市の職員さんであります。もう一人のエリカさんというのは、これはカーネギー図書館という図書館の職員さんであります。もう一人の方のホスさんという方が、多分今回の引率の代表なのか、保護者さんなのか、ちょっとそこところはまだ不透明でありますので、そういう状況であります。3人は間違いなく市の職員、関係者であることは事実でございます。

○委員 山田新太郎君

それでは費用ですけれども、今回アメリカから来られますね。その費用は、その前にホームステイするわけですね。それから、湯元館に泊るわけですね。まず、ホームステイは無料で日本人がやるのか、それとも向こうがお金を出すのか、蟹江町が出すのか。それから、湯元館が当然有料だと思っんですが、この費用はどういうふうになっているのか、それをお願いします。

○政策推進室長 服部康彦君

私のほうから、ホームステイについては家庭の方にお持ちをいただく形で支払いがありませんが、湯元館、それから、そういった旅費等については全て向こう持ちでございます。町のほうからは出てきませんので。

○委員 山田新太郎君

一切、要するに持ち出しせないかんことに関しては持つけれども、向こうが来て泊ったりする、だからこちらが持つというのは多分名古屋観光くらいだと思うんですけども、その他向こうが渡航費、それから、宿泊費は、湯元館、ホストファミリーが負担するということがいいんですね。

それで日本から行っているときに同じことですけれども、泊っている、どういうところへ泊っているか知らないけれども、特に聞きたいのは宿泊費はどうなっているんですか。

○町長 横江淳一君

ホームステイの宿泊ですか。全部向こう持ちです。一銭も払っていません。一緒のことで

○副町長 河瀬広幸君

同じようなエクステンジですので、ホームステイの費用は全てアメリカの家庭さんの負担です。そして我々職員が行くのはあくまでも町の公費でやっております。同じスタンスで今回も受け入れ態勢を整える、こういうことであります。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

他にございますか。よろしいですか。

(発言する声なし)

では、長時間にわたりましてどうも済みませんでした。

今回の委員長報告の作成につきましては私にご一任を願います。

これで総務民生常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時46分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 黒川勝好